（低圧：小売買取-ＦＩＴ）

　　　年　　　月　　　日

沖縄電力株式会社　殿

**電力購入契約申込書　兼　系統連系申込書**（　新規　・　変更　）

　私は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱〔小売買取〕」（以下「この要綱」という。）、発電設備の連系にあたり沖縄電力が遵守を求める技術要件等および下記の「個人情報について」の内容を了承のうえ、沖縄電力に対し、電力系統への発電設備の接続ならびに電力の買取を申し込みます。

　なお、以下のいずれかに該当する場合、本申込みは撤回するものとし、本申込みに基づく沖縄電力との電力受給契約が既に成立している場合であっても、当該受給契約が沖縄電力によって解除されることに同意します。

・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると沖縄電力が判断した場合

・再エネ特措法第9条および第10条に基づき経済産業大臣から受けた認定（以下、「認定」という。）の効力が失われた場合

・沖縄電力がこの要綱に基づき算定した発電設備の連系に必要な費用を沖縄電力が定める支払期日までに支払わない場合

・発電設備の接続に係る契約が成立して相応の期間経過してもなお認定を取得しない場合

・特段の理由がないにも関わらず受給開始予定日を経過してもなお、本発電設備の運転を開始しない場合

・沖縄電力からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じない場合

また、以下の点についても、併せて同意します。

・受給契約の成立には、沖縄電力が本申込みの内容、発電設備の接続に係る契約が成立していることおよび認定を受けたことを証明する書類について確認し、本申込みを承諾することが必要となること

１．契約および設備

|  |  |
| --- | --- |
| 発電設備設置場所 | 〒 |
| フリガナ |  |
| ご契約者名義（電気需給契約と同一） | 印 |
| お電話番号 | 電話 |  | 携帯 |  |
| ご契約者住所 | 〒※発電設備設置場所と同一の場合、記入不要です。 |
| 適格請求書発行事業者番号（インボイス制度） | □取得済（取得予定) | T |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | □取得予定なし |
| 電気番号（新築の場合、記入不要） |  |
| 発電設備 |  | 発電設備 | kW | PCS定格出力※力率100%時 | kW | 設定力率 | % | 最大受電電力 | kW |
| 電源種別 | □太陽光　　□風力　□水力　□地熱　□ﾊﾞｲｵﾏｽ　　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| その他自家発設備等 | □無　□有　設備種別（　　　　　　　　　）／設備容量（　　　　　）／リレー設備　有・無 |
| 変更前※新設時、記入不要 | 発電設備 | kW | PCS定格出力※力率100%時 | kW | 設定力率 | % | 最大受電電力 | kW |
| 電源種別 | □太陽光　　□風力　□水力　□地熱　□ﾊﾞｲｵﾏｽ　　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| その他自家発設備等 | □無　□有　設備種別（　　　　　　　　　）／設備容量（　　　　　）／リレー設備　有・無 |
| 配線方法 | 余剰配線　/　全量配線（引込方法 ＝ Y分岐　・　2引込） | 営業者の確認 ※1 | □ 営業者　 □ 営業者以外 |
| 受給開始希望日 | 年　　　　月　　　　日 |
| サイバーセキュリティ対策 | □　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じている。□　発電設備の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じている。□　発電設備に関するセキュリティ管理責任者は、上記の発電者情報と同一である。※同一でない場合（氏名：　　　　　　　　）（電話：　　　　　　　　　） |

※1：営業者とは印紙税法別表第1の17号文書非課税物件欄2に規定する「営業」を行う者を言います。ご契約者名義が個人の場合も、個人事業主等、営業を行う者に該当する場合は「営業者」となります。

２．申込代理人情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込代理人（会社） |  | 担当者名 |  |
| 連絡先 | 電話 |  | 携帯 |  |

３．電力購入料金の振込先口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 種別 | 口座番号（右詰めでご記入下さい） |
| 銀行/金庫農協/漁協 | 店/支店出張所 | １．普通２．当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行 | 記号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| （備考） |

＜ご契約者さまへのお知らせ＞

○毎月の検針結果は、当社所定の様式により、原則、発電場所に投函いたしますので、投函場所の設置をお願いいたします。

○検針票が投函できない場合は、当社にて持ち帰り、管轄店所にて3ヶ月間保管いたします。

○過去の売電実績（電力量、料金）が必要な場合は、別途書面等により開示請求していただきますので、ご留意下さい。

○売電料金は、検針を行った月の翌月10日（金融機関休業日は前営業日）にご契約者さまご指定の口座にお振込みいたします。

○当社からお支払いする電力購入料金とは別に、電気をお使いいただくご契約の電気料金が発生いたします。

○毎月の売電実績は、当社ホームページの「電気ご使用実績照会サービス」でもご確認することができます。（一部、対象外の場合がございます。）

【個人情報について】

ご契約者さまからご提供いただいた個人情報は、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。
　詳しくは、当社支店・営業所の窓口のほか当社ホームページに掲載されている「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご確認ください。

【沖縄電力　記入・押印欄】

○特例需要場所を適用する　・　特例需要場所を適用しない